

宿泊業で活躍できる 在留資格及び 特定技能について

雇用管理アドバイザー
小野麻衣子



宿泊業の近況

新型コロナウイルス感染症の影響から回復！

【2024年】日本人国内旅行消費額の25兆1,175億円
⇒【2019年】比14.5%増と回復

【2030年】訪日外国人旅行者数目標を6,000万人！
⇒外国人材の活用がポイント



宿泊業の課題

慢性的な人手不足

繁閑期の差や社会情勢

景気の影響を受けやすい業界

⇒宿泊業で働くことができる外国人材の確保

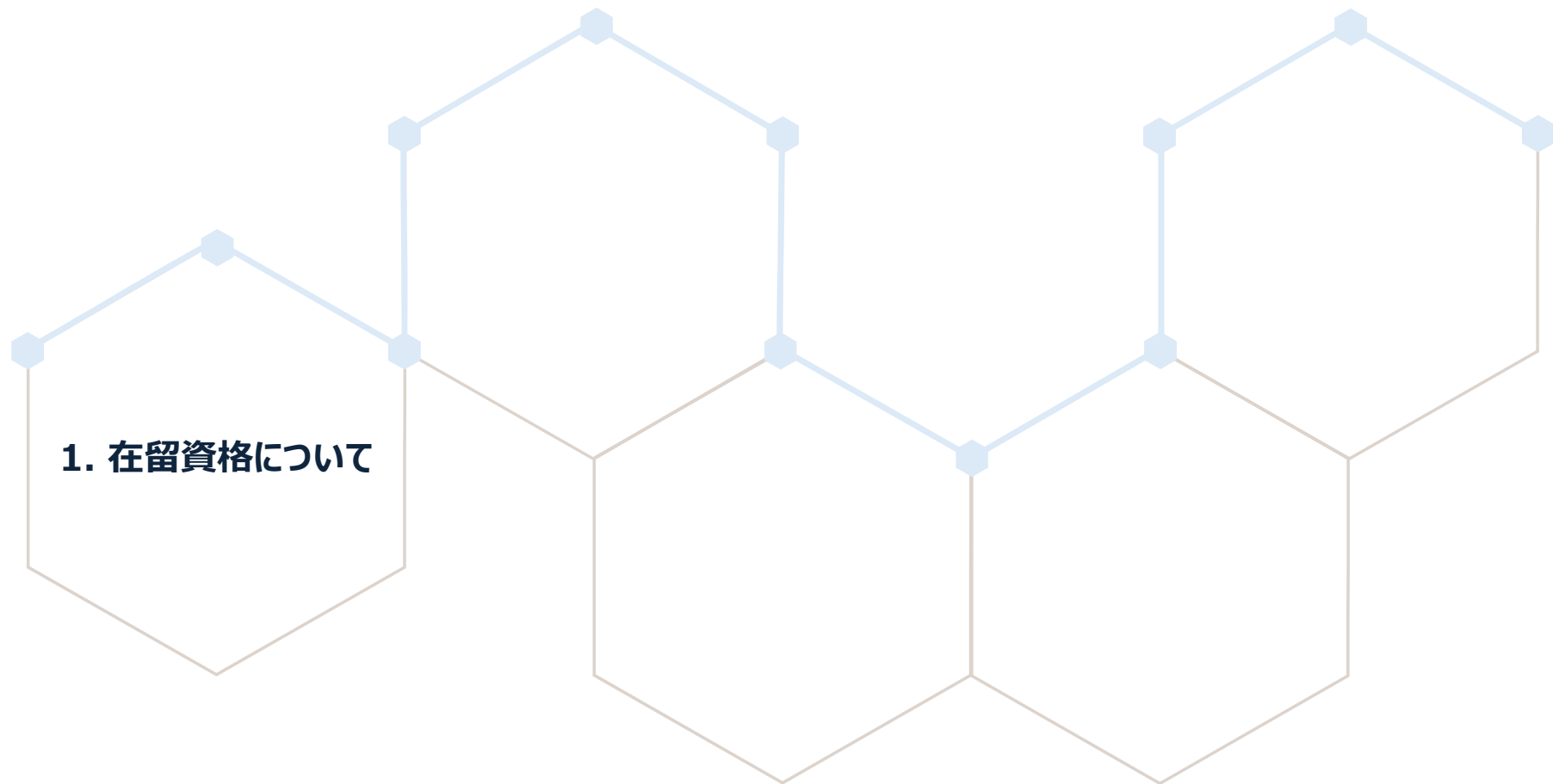
安定した人材確保



テーマ



テーマ



在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
★技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
★特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
★技能実習	技能実習生

（注１）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業（令和６年３月２９日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
★特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注２）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
★留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
★家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

入管庁より

（注２）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

●在留カード見本

「在留カード」の主な記載内容

住居地
変更があった場合には裏面に記載されます。

在留資格
在留資格のない方にはカードは交付されません。

在留期間(満了日)

有効期間
在留カードには有効期間があります。ご確認ください。

在留カード番号
この番号を使ってカードの有効性を調べることができます。

顔写真
在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。

就労制限の有無

日本国政府 在留カード 番号 AB12345678CD
氏名 TURNER ELIZABETH
生年月日 1985年12月31日 性別 女 F 国籍・地域 米国
住居地 東京都千代田区豊が岡1丁目1番1号豊が岡ハイツ202号
在留資格 留学
在留期間(満了日) 4年3月(2018年10月20日)
許可の種類 在留期間更新許可(東京入国管理局長) MOJ
許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日
このカードは 2018年10月20日まで有効 です。 法務大臣

(カード裏面)

住居地記載欄

届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長

在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載される欄です。

※ 申請後、更新又は変更の許可がされたときは、新しい在留カードが交付されます。

資格外活動許可欄

許可: 原則、28時間以内・風俗営業等の従事を除く

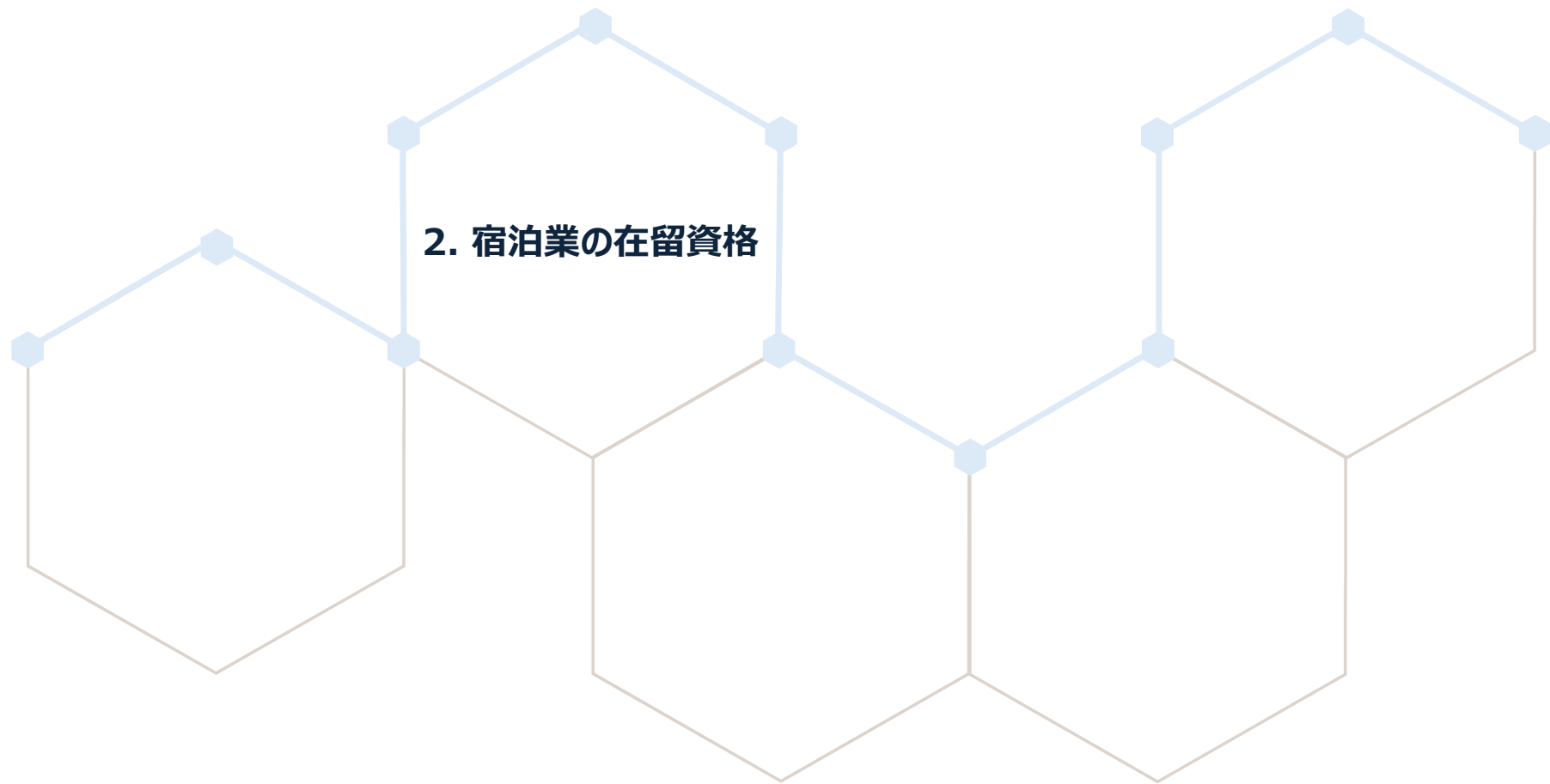
在留資格変更許可申請欄

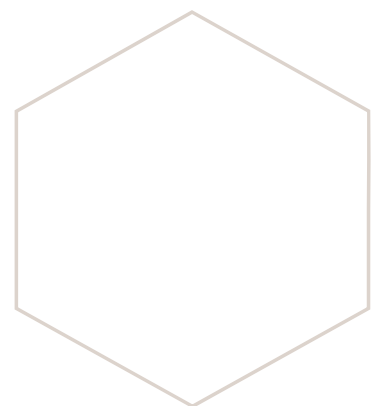
在留資格変更許可申請中

資格外活動許可を受けたときに、許可の内容が記載される欄です。

※注意！
在留カードの記載事項は
「全て個人情報」です。

テーマ





宿泊業で働くことができる在留資格

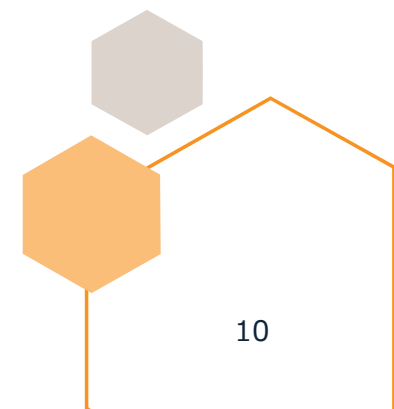


在留資格

日本でいう活動内容に応じた在留資格（就労・留学・家族滞在など）	
1 公用 ▶	2 教授 ▶
3 芸術 ▶	4 宗教 ▶
5 報道 ▶	6 高度専門職 ▶
7 経営・管理 ▶	8 法律・会計業務 ▶
9 医療 ▶	10 研究 ▶
11 教育 ▶	12 技術・人文知識・国際業務 ▶
13 企業内転勤 ▶	14 介護 ▶
15 興行 ▶	16 技能 ▶
17 特定技能 ▶	18 技能実習 ▶
19 文化活動 ▶	20 短期滞在 ▶
21 留学 ▶	22 研修 ▶
23 家族滞在 ▶	24 特定活動 ▶

身分や地位に応じた在留資格（永住者・日本人の配偶者や子）	
25 永住者 ▶	26 日本人の配偶者等 ▶
27 永住者の配偶者等 ▶	28 定住者 ▶

↑
これらの在留資格の方は
就労制限が無いため
日本人と同様に勤務できます。



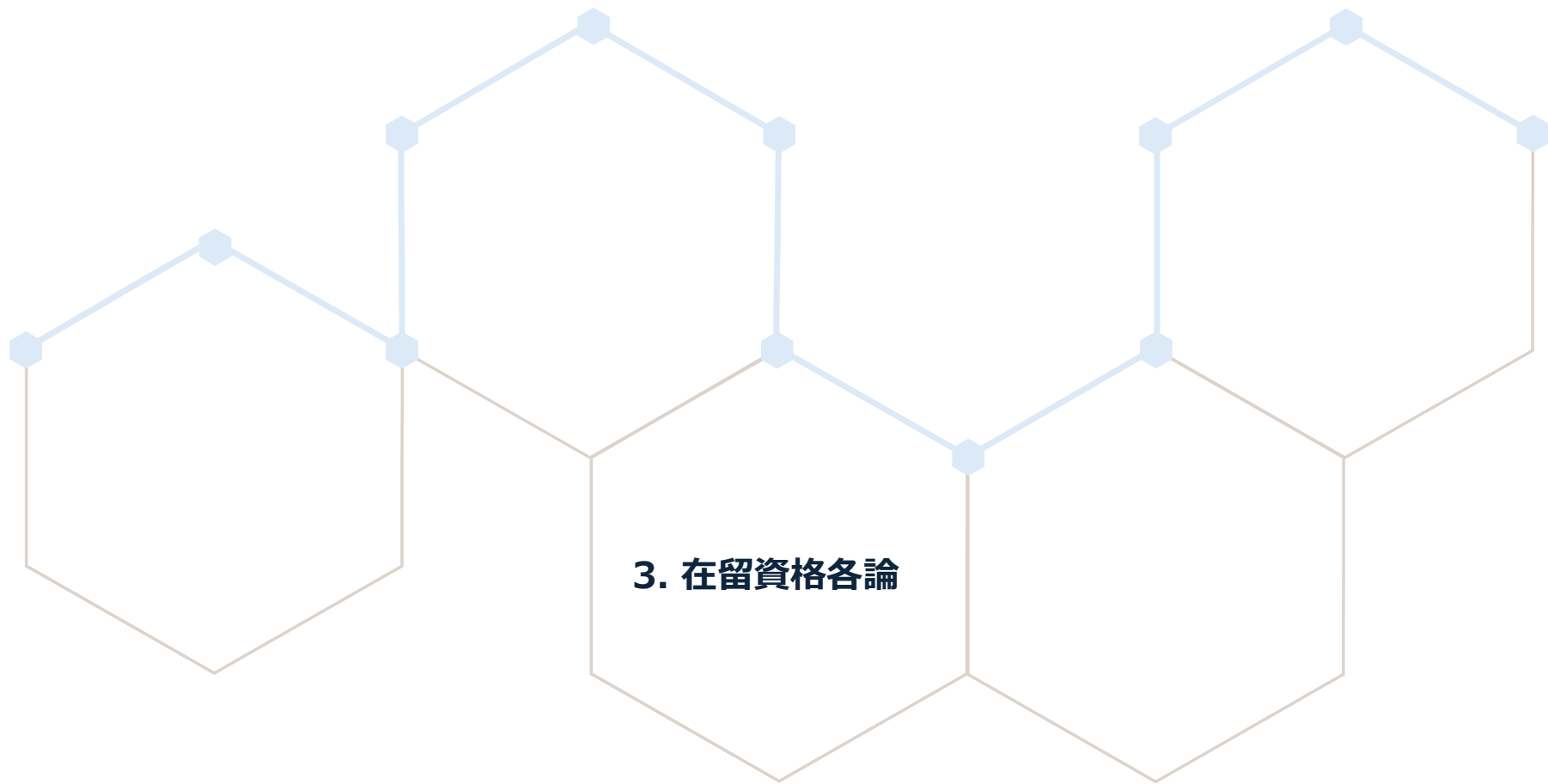
身分や地位に応じた
在留資格
【居住資格】

- ・永住者
- ・日本人の配偶者等
- ・永住者の配偶者等
- ・定住者

日本で行う活動内容に応じた在留資格 【活動資格】

技術・人文知識・ 国際業務	特定活動 (46号)	資格外活動	技能実習	特定技能
本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動	本邦大学等卒業者としての活動を希望する場合	留学等の在留資格で在留する外国人の方が、許可された在留資格に応じた活動以外に、アルバイトなど、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動	技能実習法の認定を受けた技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動

テーマ



A decorative graphic on the left side of the page. It features a large orange hexagon in the center. To its upper right is a solid blue hexagon. To its lower left is a white hexagon with a black outline. Below the orange hexagon is a small solid orange hexagon. The text '技術', '人文知識', and '国際業務' is stacked vertically inside the large orange hexagon.

技術
人文知識
国際業務

申請人が従事しようとする業務が「**本邦の公
私の機関との契約に基づいて行う理学、工
学その他の自然科学の分野若しくは法律学、
経済学、社会学その他の人文科学の分野に
属する技術若しくは知識を要する業務**」又は
「**外国の文化に基盤を有する思考若しくは感
受性を必要とする業務**」でなければなりません。

許可・不許可事例 ⇒ 別紙1を参照

A decorative graphic on the left side of the page featuring several hexagons. A large orange hexagon is the central element, containing the text '技術', '人文知識', and '国際業務'. To its upper right is a solid blue hexagon. To its lower left is a white hexagon with a black outline. Below the orange hexagon is a small solid light-orange hexagon.

技術 人文知識 国際業務

【許可事例】

本国において大学の観光学科を卒業した者が、外国人観光客が多く利用する本邦のホテルとの契約に基づき、月額約22万円の報酬を受けて、外国語を用いたフロント業務、外国人観光客担当としてのホテル内の施設案内業務等に従事するもの

【不許可事例】

本邦の専門学校においてホテルサービスやビジネス実務等を専攻し、専門士の称号を付与された者が、**本邦のホテルとの契約に基づき、フロント業務**を行うとして申請があったが、提出された資料から採用後最初の2年間は実務研修として**専らレストランでの配膳や客室の清掃に従事する**予定であることが判明したところ、これらの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格には該当しない業務が在留期間の大半を占めることとなるため不許可となったもの

A decorative graphic on the left side of the slide. It features a large orange hexagon in the center containing the text '技術', '人文知識', and '国際業務'. Surrounding this central hexagon are four other hexagons: a blue one at the top right, a white one with a black outline at the bottom left, and two smaller orange ones at the bottom right.

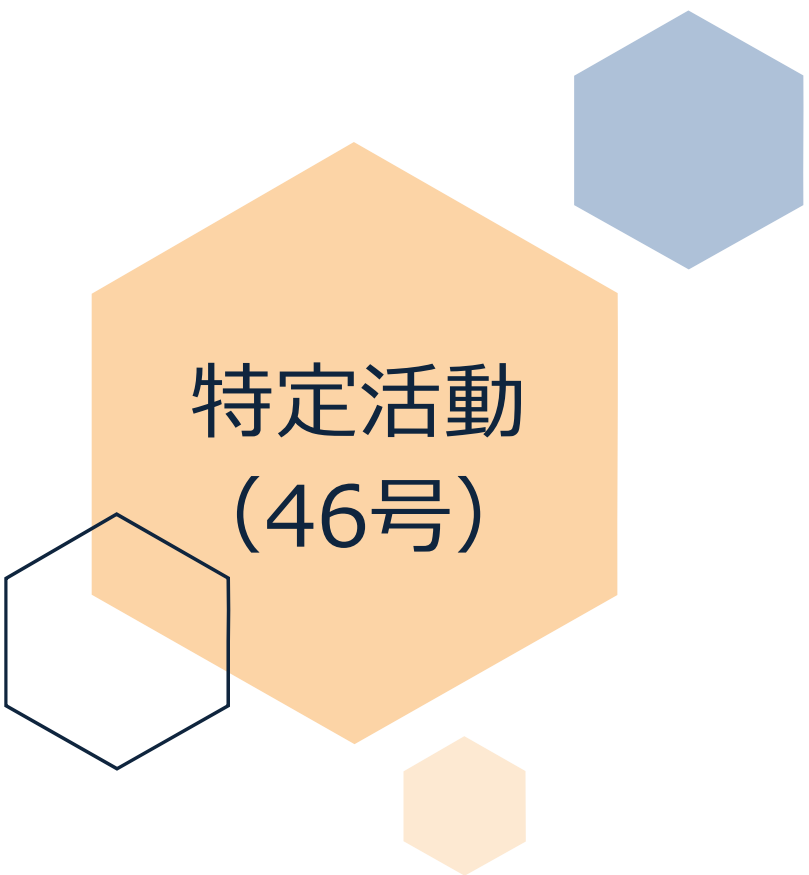
技術
人文知識
国際業務

(1) 技術・人文知識 ①or②or③

- ① 関連科目を専攻した大学卒業
- ② 関連科目を専攻した本邦の専門学校卒業
- ③ 10年以上の実務経験

(2) 国際業務 ①and②

- ① 翻訳、通訳、語学指導、広報、宣伝
又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係
るデザイン、商品開発業務に従事すること。
- ② 3年以上の実務経験
翻訳、通訳、語学指導は大卒OK

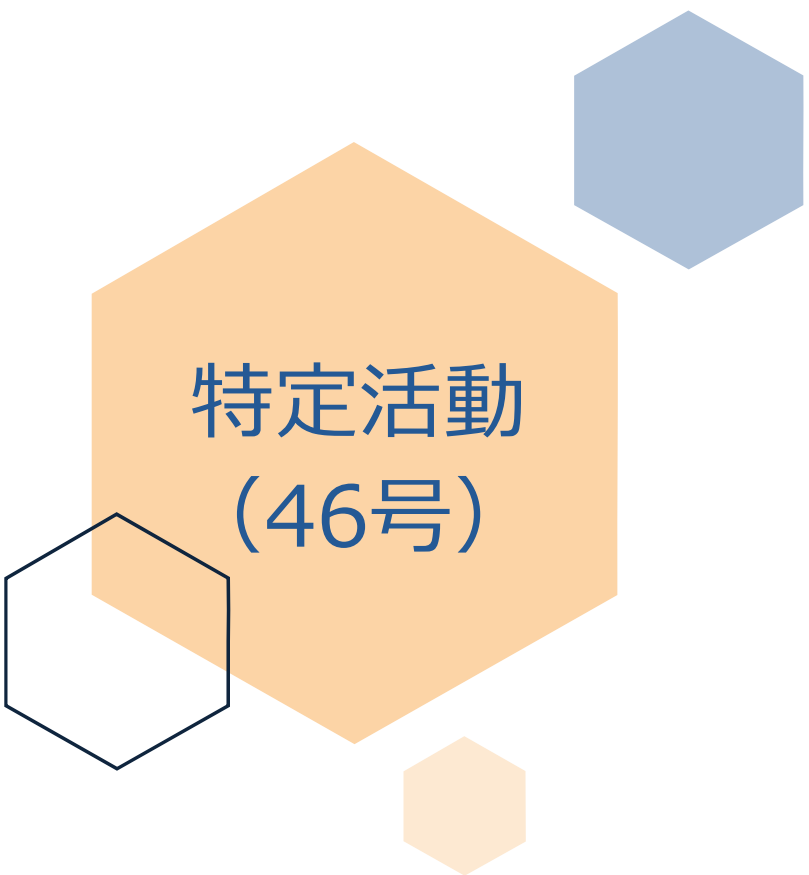


特定活動 (46号)

本邦大学等卒業者が本邦の公私の機関において、本邦の大学等（**大学、大学院、短期大学、高等専門学校、短期大学等の専攻科及び認定専修学校専門課程**をいう。以下同じ。）において修得した学修の成果等のほか、留学生としての経験を通じて得た**高い日本語能力**を活用することを要件として、**幅広い業務**に従事する活動を認めるものです。

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格においては、一般的なサービス業務や製造業務等が主たる活動となるものは認められませんが、本制度においては、上記諸要件が満たされれば、これらの活動も可能です。

NG ⇒ 独占資格が必要な業務
風俗関係業務

A decorative graphic on the left side of the page featuring several hexagons. A large orange hexagon is the central element, containing the text '特定活動 (46号)'. To its upper right is a solid blue hexagon. To its lower left is a white hexagon with a black outline. Below the large orange hexagon is a small solid orange hexagon.

特定活動 (46号)

(1) 学歴について

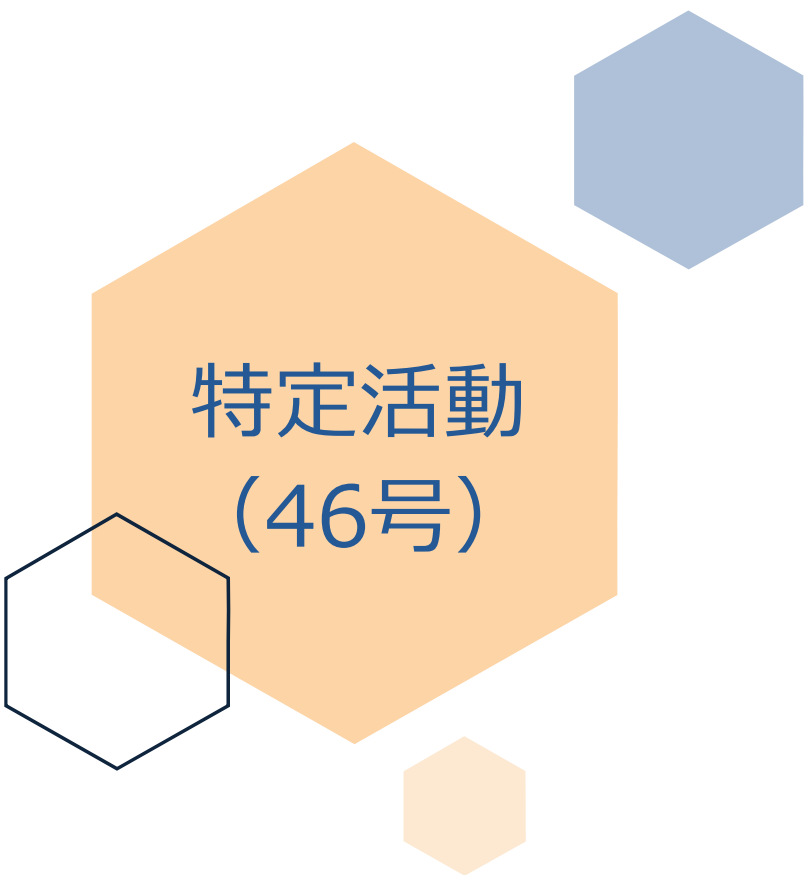
本邦大学等卒業者に限られます。

外国の大学卒業者及び大学院修了者並びに
認定専修学校専門課程ではない専修学校専
門課程修了者は対象となりません。

(2) 日本語能力について

日本語能力試験 **N 1**

B J Tビジネス日本語能力テスト**480点以上**



特定活動 (46号)

【許可事例】

ホテルや旅館において、翻訳業務を兼ねた外国語によるホームページの開設、更新作業等の広報業務を行うものや、外国人客への通訳（案内）を兼ねたベルスタッフやドアマンとして接客を行うもの（日本人に対する接客を行うことも可能です。）。

※ 客室の清掃にのみ従事することは認められません。



留学

資格外活動

家族滞在

資格外活動

日本に在留する外国人は、入管法に定められた在留資格をもって在留することとされています。

入管法に定められた在留資格は、就労や留学など日本で行う活動に応じて許可されるものであるため、その行うことができる活動は、それぞれの在留資格に応じて定められています。

したがって、許可された在留資格に応じた活動以外に、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとする場合には、**あらかじめ資格外活動の許可**を受けていなければなりません。

技能実習

技能実習法の認定を受けた技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動。

技能実習

技能実習制度は、**国際貢献**のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて**技能を移転する制度**。
技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用される。

技能実習1号
宿泊職種
(接客・衛生管理作業)

上司の指示を受けて以下の作業等ができる。

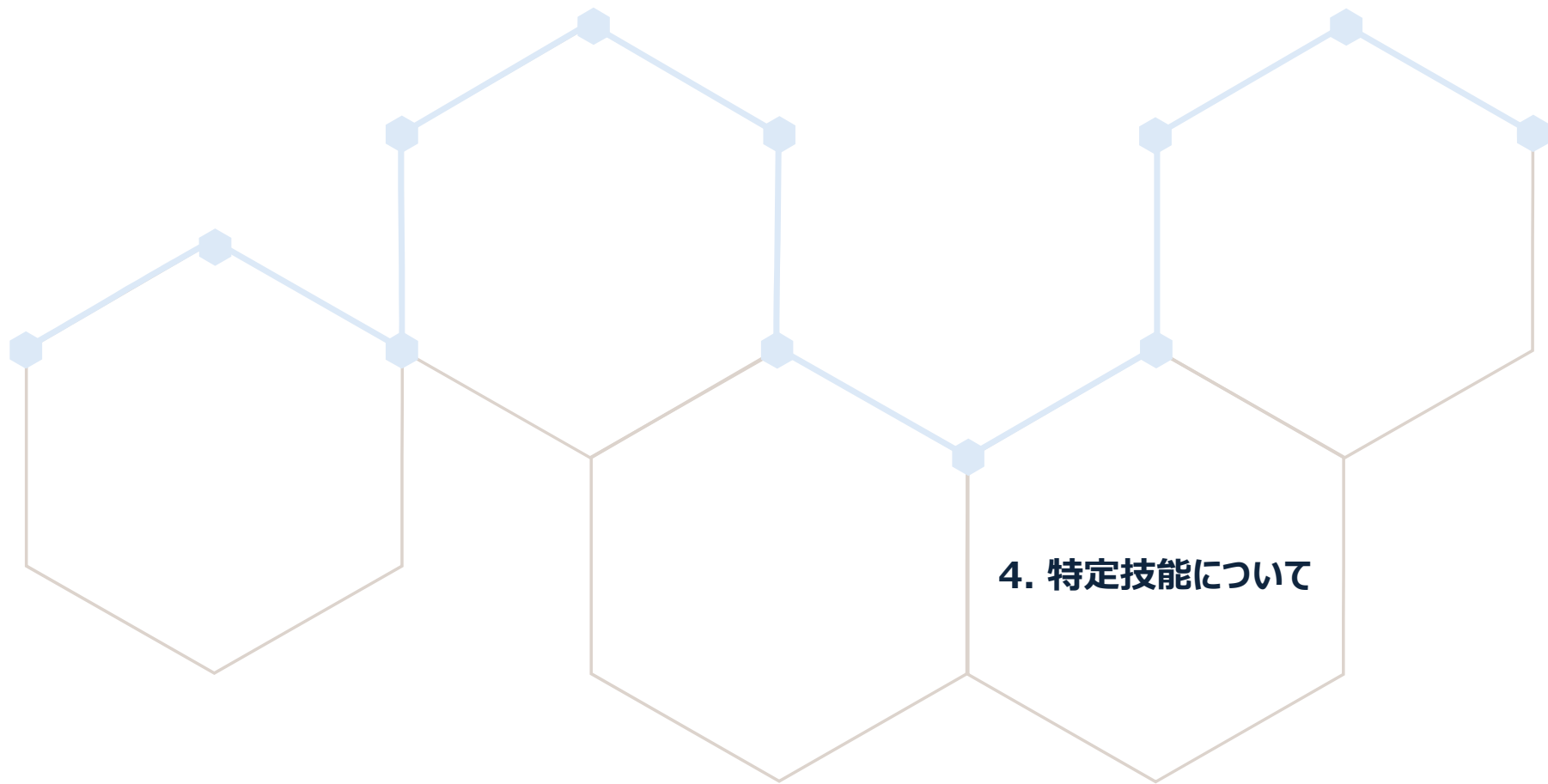
利用客の**送迎作業**
滞在中の**接客作業**
会場の**準備・整備作業**
料飲提供作業
利用客の**安全確保と衛生管理**
安全衛生業務

技能実習2号
宿泊職種
(接客・衛生管理作業)

1号の作業等を主体的にできることに加え、応用が効いた以下の作業等ができる。チェックイン・チェックアウトの作業は上司の指示を受けて作業等ができる。

1号の作業
+
チェックイン・チェックアウトの作業

テーマ



特定技能

人手不足が深刻となっていて生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するためという制度趣旨で創設されました。

特定技能1号

法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う**特定産業分野**であって、法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める**相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務**に従事する活動。

特定技能1号

- ・特定産業分野に属する**相当程度の知識**又は**経験**を必要とする**技能を要する業務**に従事する活動を行う
- ・**技能試験**と**日本語試験**に合格する必要あり
(**技能実習2号**を**良好に修了**した場合は免除)
- ・**所属機関**または**登録支援機関による支援**の対象
- ・原則、**家族帯同は不可**
- ・在留できる期間は**5年**まで
- ・付与される在留期間は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）

特定技能1号
宿泊分野

〈 分野、区分の概要 〉

旅館やホテルにおけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供業務

〈 従事する主な業務 〉

- ・フロント業務（チェックイン/アウト、周辺の観光地情報の案内、ホテル発着ツアーの手配 等）
- ・企画・広報業務（キャンペーン・特別プランの立案、館内案内チラシの作成、HP、SNS等による情報発信 等）
- ・接客業務（旅館やホテル内での案内、宿泊客からの問い合わせ対応 等）
- ・レストランサービス業務（注文への対応やサービス（配膳・片付け）、料理の下ごしらえ・盛りつけ等の業務 等）

〈 想定される関連業務 〉

旅館やホテル内における販売、備品の点検・交換等

特定技能1号 宿泊分野

受入れ企業（特定技能所属機関）の条件

1. 対象

- ①旅館業法に規定する「**旅館・ホテル営業**」の許可を受けた者
- ②**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「施設」に該当しないこと**
- ③特定技能外国人に対して風俗営業法に規定する「**接待**」を行わないこと

2. 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する『**宿泊分野特定技能協議会**』の構成員になること

3. 特定技能所属機関は、協議会に対し必要な**協力**を行うこと

4. 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し必要な**協力**を行うこと

5. 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記2、3及び4の条件を全て満たす**登録支援機関**に委託すること

特定技能2号

法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う**特定産業分野**であって、法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める**熟練した技能を要する業務**に従事する活動。

特定技能2号

- ・特定産業分野に属する**熟練した技能を要する業務**に従事する活動を行う
- ・特定技能 1 号より高度な**技能試験**に合格する必要があるほか、**一定の実務経験**が求められる
- ・所属機関または登録支援機関による**支援の対象外**
- ・**配偶者と子の帯同可能**
（「家族滞在」の在留資格を得る必要あり）
- ・在留期間の**更新**を受ければ**上限なく滞在可能**
- ・付与される在留期間は 3 年、1 年又は 6 月

特定技能2号 宿泊分野

〈 分野、区分の概要 〉

複数の従業員を指導しながら、旅館やホテルにおけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供業務

〈 従事する主な業務 〉

複数の従業員を指導しながら、主に以下の業務に従事

- ・フロント業務（チェックイン/アウト、周辺の観光地情報の案内、ホテル発着ツアーの手配 等）
- ・企画・広報業務（キャンペーン・特別プランの立案、旅館やホテル内案内チラシの作成、HP、SNS等による情報発信 等）
- ・接客業務（旅館やホテル内での案内、宿泊客からの問い合わせ対応 等）
- ・レストランサービス業務（注文への対応やサービス（配膳・片付け）、料理の下ごしらえ・盛りつけ等の業務 等）

〈 想定される関連業務 〉

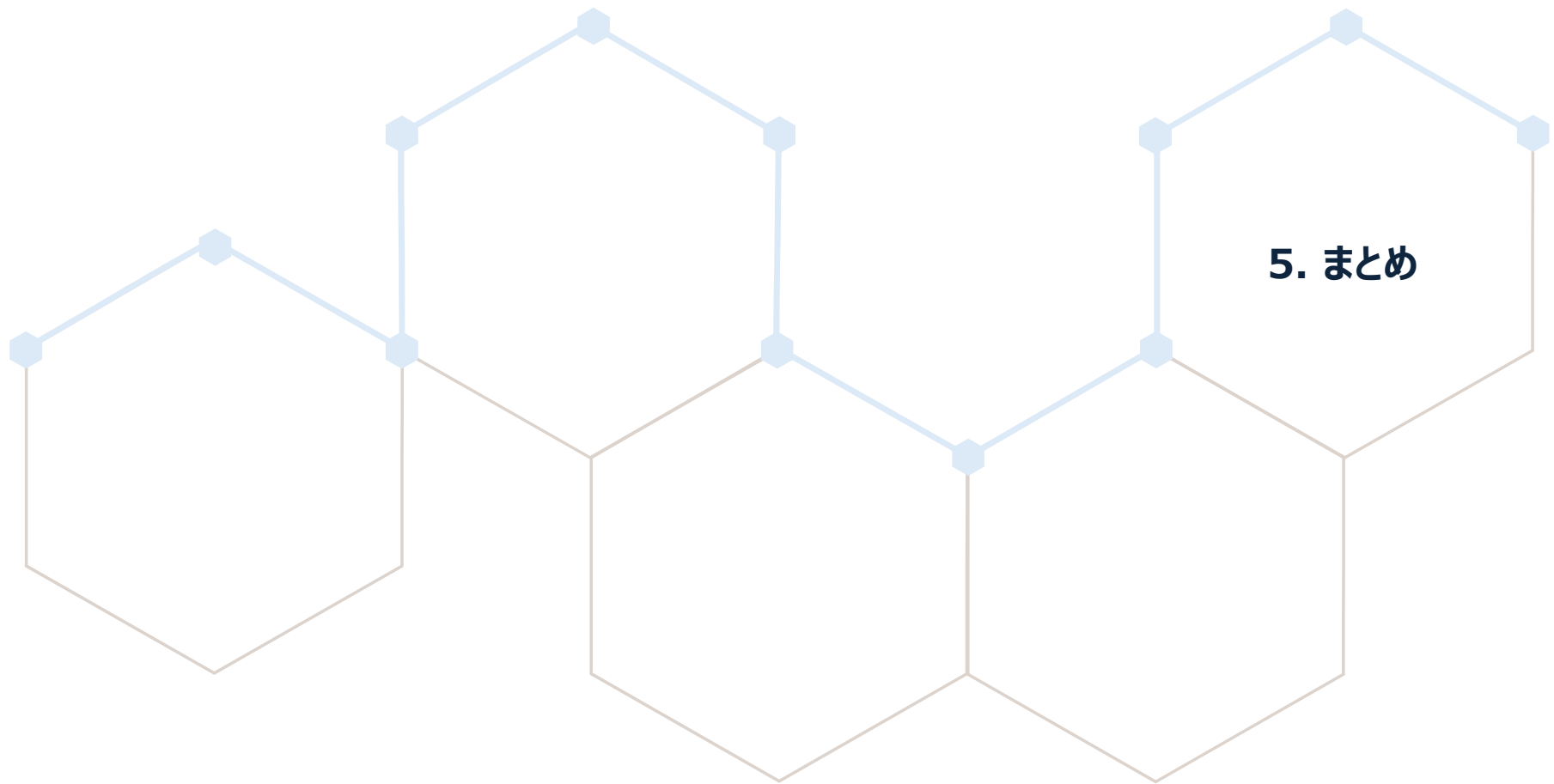
旅館やホテル内における販売、備品の点検・交換等

特定技能2号
宿泊分野

宿泊分野特定技能 2 号評価試験の受験資格

1. 試験実施日当日において年齢が**満17歳以上**の外国人
(インドネシア国籍は18歳以上)
2. 試験日の前日までに、宿泊施設において**複数の従業員を指導**しながら、**フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の業務に2年以上**従事した実務経験を有する者

テーマ



日本で行う活動内容に応じた在留資格 【宿泊業】

技術・人文知識・ 国際業務	特定活動 (46号)	資格外活動	技能実習	特定技能
外国語（母国語）を用いたフロント業務 外国人観光客担当としてのホテル内の施設案内業務等	翻訳業務を兼ねた外国語によるホームページの開設、更新作業等の広報業務を行うもの 外国人客への通訳（案内）を兼ねたベルスタッフやドアマンとして接客を行うもの（日本人に対する接客も可）	ベッドメイク 備品管理 清掃作業等の許可の範囲内でのアルバイト	1号 利用客の送迎作業 滞在中の接客作業 会場の準備・整備作業 料飲提供作業 利用客の安全確保と衛生管理 安全衛生業務 2号 上記＋チェックイン・チェックアウトの作業	1号 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 2号 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務

気をつけて いただきたいこと

不法就労（オーバーワークを含む）や偽装就職、偽装結婚などには絶対に関わらない！

アドバイスただけで罪になる場合もあります。

＜入管法の罰則規定＞（入管法から抜粋）

第70条

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

二の二、偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて本邦に上陸し（中略）た者

第73条の2

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一、事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者

二、外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者

三、業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあっせんした者

第74条の6

営利の目的で第70条第1項第1号若しくは第2号に規定する行為（以下「不法入国等」という。）

又は同項第2号の2に規定する行為の実行を容易にした者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

A decorative graphic on the left side of the slide consists of a cluster of hexagons. Some hexagons are solid colors (light blue, orange, beige, grey, dark blue), while others contain images: a person in a meeting, two people working at a computer, a close-up of documents with charts, and a person looking at a wall covered in papers. The hexagons are arranged in a roughly triangular shape pointing towards the top left.

ありがとうございました

出典：出入国在留管理庁HP
国土交通省HP